



島根県報

令和4年11月1日（火）

号外 第 129 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 5

告 示**島根県告示第704号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	三隅美都線	浜田市三隅町河内1480番20地先から同1481番2地先まで	前	メートル 9.26～ 11.05	メートル 21.20	浜田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 10.61～ 26.89	メートル 21.20		

島根県告示第705号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄491番1地先から同502番1地先まで	前	メートル 11.14～ 14.20	メートル 123.38	益田県土整備事務所津和野土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	11.22～ 26.24	123.38		

島根県告示第706号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町港町 大津ノ二13番25地先から 同番23地先まで	前	メートル 17.20～ 38.70	メートル 70.00	隠岐支庁県土 整備局	町道取付 拡幅
			後	17.20～ 40.00	70.00		
県道	隠岐空港線	隠岐郡隠岐の島町港町 大津ノ二13番25地先から 同番23地先まで	前	17.20～ 38.70	70.00		町道取付 拡幅
			後	17.20～ 40.00	70.00		

島根県告示第707号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年11月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町港町大津ノ二13番25地先から同番23地先まで	メートル 70.00	令和4年 11月1日	隠岐支庁県土整備局	